平成２９年（フ）第９７４号
大阪府松原市北新町１丁目１番12号（３Ｆ－Ｂ）
債務者　長山珠々子（旧姓中堀）
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７５号
堺市中区深井水池町3231番地　コーポレイトハウス水池203号
債務者　北見　　渚（旧姓大﨑）
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９４号
大阪府羽曳野市野314番地の１
債務者　河野登志子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９８号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1668番地　パークテラス千代田102号
債務者　堀野　孝二
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００７号
大阪府富田林市喜志町３丁目７番22号（207）
債務者　田中　正実
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県篠山市糯ケ坪甲57番地１　県営篠山糯ケ坪鉄筋住宅１―206号
債務者　北野　徳浩
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２３２号
和歌山市舟津町４丁目14番地１　ニューハイツ舟津103
債務者　西谷　教子（旧姓宮田）
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３７号
和歌山県海南市重根446番地２
債務者　土谷　賢志
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１号
北海道白老郡白老町字萩野23番地
債務者　大口　鉄男
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
北海道白老郡白老町字萩野23番地
債務者　大口　豊子
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢10番地１
債務者　佐々木重道
１　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２１号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割36番地８
債務者　小笠原竜也
１　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２２号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割36番地８
債務者　小笠原美代子
１　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４２１２号
大阪市都島区大東町２丁目６番９号
債務者　岸　　良子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７７号
大阪市住吉区苅田３丁目17番10―400号、前住所大阪市住吉区我孫子２丁目４番20―102号
債務者　杉山　理彩
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８６号
大阪府東大阪市金岡１丁目６番22号
債務者　岩永　信弘
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１３号
大阪市淀川区新北野１丁目10番21　302号新北野ローズハイツ
債務者　稲見　寿之
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部